

学校感染症による出席停止について

学校では、下記のような感染症の疾患について、学校保健安全法第 19 条により、感染している、かかっている疑いがある、又はかかるおそれのある児童生徒等については出席停止の措置をとっています。この措置は、お子様に十分な休養をさせ、早く病気を治していただくとともに、他の児童への感染を防ぐためのものであり、療養期間中は欠席扱いをいたしません。病気が治り登校する際には、下記の登校許可証に医師から証明をしていただき、担任まで提出してください。

	感 染 症 名	出 席 停 止 期 間
第 一 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症	完全に治癒するまで
第 二 種	百日咳	特有の咳が消えるまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（3 日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱） 結核、髄膜炎菌性髄膜炎	主要症状消退後 2 日を経過するまで 病状により感染のおそれがないと認められるまで
第 三 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌、腸チフス パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 （その他の感染症・・・溶連菌感染症、 マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症 など）	病状により、学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで

登 校 許 可 書

甲斐市立竜王小学校 _____ 年 組 氏名 _____

病名 (_____)

出席停止期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで

上記の感染症について、感染のおそれがないと判断しましたので、登校を許可します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名

医師名 _____

印